市街化区域における単なる区画の変更に該当するか否かについての事前相談

令和　　　年　　　月　　　日

（取扱規則第２条の９第１項第３号及び第４号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　相談者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 連　絡　先 | TEL |  |
| Mail |  |
| ２　計画地 | 横須賀市（地番） |  |
| ３　計画敷地面積 |  | 　　　　　　　㎡ |
| ４　区画数 | 1. 計画区画数
 | 　　　区画 |
| 1. 従前区画数
 | 　　　区画 |
| ５　予定建築物の用途 | 共同住宅 | 　　　棟（地上　　階、地下　　階）　　戸 |
| 戸建住宅 | 　　　戸 |
| そ　の　他 |  |
| 添付図書（右記書類をご用意の上、本相談書をご提出ください。） | (1)　 建築物の確認通知書の写し、従前の区画が判断できる資料(2)　 土地登記簿謄本の写し等、計画地の宅地性について判断できる資料(3)　 案内図（1/2500）(4)　 公図写し（計画区域を赤書きで示したもの）(5)　 現況図（1/500以上）(6)　 土地利用計画図（1/500以上）(7)　 造成計画平面図（1/500以上）(8)　 造成計画断面図（1/500以上）(9)　 排水計画平面図（1/500以上）(10)　現況写真**※　登記事項証明書は法務局備え付けのものかつ、相談する日から３か月以内に発行されたものとしてください。****※　(6)の図面において造成がないことを明記する場合に限り(7)、(8)は省略可能です。** |

|  |
| --- |
| 市　使　用　欄 |
|  | 受　付　印 |

* ご提出いただいた資料についての判断になりますので、計画諸元を変えますと無効となる場合があります。